

第35回議会運営委員会記録

令和6年10月11日

【開催日】 令和6年10月11日（金）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前9時30分～午前11時53分

【出席委員】

委員長	宮本政志	副委員長	森山喜久
委員	伊場勇	委員	大井淳一朗
委員	笹木慶之		

【欠席委員】なし

【委員外出席議員等】

議長	高松秀樹	副議長	中村博行
議員	山田伸幸	議員	吉永美子

【執行部出席者】なし

【事務局出席者】

局長	石田隆	局次長	中村潤之介
議事係長	岡田靖仁	議事係書記	末岡直樹

【審査内容】

- 議会基本条例の検証について
- その他

午前9時30分 開会

宮本政志委員長 おはようございます。ただいまから、第35回議会運営委員会を開催いたします。本日、吉永議員、山田議員から委員外議員としての御出席の要望がございます。委員の皆さん、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、吉永議員、山田議員、お席にお着きください。

（山田伸幸議員、吉永美子議員 着席）

宮本政志委員長 それでは、本日の付議事項の1点目に入ります。議会基本条例の検証についてです。これには改正も含まれます。委員会の進め方ですが、まず議会基本条例の前文から1条ずつ進めていこうと思っております。それから、本日の資料はもう皆様に確認していただいておりますが、進め方、資料等について、何か御意見はございますか。

伊場勇委員 まず、参考資料のことについてです。創政会として、条文とそれに当たる逐条解説を協議いたしました。大きな変更点はないんですが、文言の修正等々を協議しておりますので、ひとつ案として資料をお示したいです。先日行った意見交換や議会アドバイザーの長内先生からのアドバイスを基に作成しておりますので、それを参考資料として本日提示させていただきたいと思います。そして、その参考資料を基に前文から全てを確認することが検証に当たると考えています。

宮本政志委員長 伊場委員から、本日の資料と別に、創政会で逐条解説を作成したので、それを追加資料にしたいという御意見がございました。委員の皆さん、これを委員会資料にしてよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）事務局、資料のアップロードに少し時間がかかりますか。（「はい」と呼ぶ者あり）暫時休憩します。

午前9時32分 休憩

午前9時37分 再開

宮本政志委員長 それでは、委員会を再開いたします。まず前文から行きます。改めて読み上げることはいたしません。前文について、各会派あるいは委員外議員の方から御意見等がございましたら、挙手にてお願ひいたします。

山田伸幸議員 これは以前にも言ったんですけど、前文中の市長と議会の順番のことです。これは議会がつくるものですから、議会を先にして市長を後にするのは間違っているんじゃないかなと思います。

伊場勇委員 これに関しては、先日、長内先生の研修でもあったかと思うんですけども、法令等々においての市長と議会の立ち位置については、議会が先に来るとか、議会に権限があるとか、そういういろいろな考え方や解釈があるということだったと思います。法令についてもそういう書き方をされているという中で、これは議会の基本条例なので、議会の権威をしっかり主張する上でも議会のほうが先に来るべきと考えております。

山田伸幸議員 これは基本的な姿勢だと思います。やはり議会が市長のことを取り上げるのであれば、市長や行政機関を優先して、議会はその次に来たほうが心情的に納得できるんです。ですから、これを最初につくったときもそういったことから市長を先に持ってきてています。

宮本政志委員長 山田議員は、この基本条例ができた当時に携わっておられましたね。市長と議会の順番について、その当時の説明がございました。創政会の伊場委員からは議会を先にという論拠も示されたんですけど、その辺りほかの御意見はございますか。

大井淳一朗委員 今の条文は「厳粛な信託によって選ばれた市長と議会が」となっております。これを素直に読むと、厳粛な信託で選ばれるのは市長と議会となります。しかし、市民が議会を選ぶわけではなくて、市民が選ぶのは議員であります。そのため、厳粛な信託で選ばれるのは、正しくは「議員によって構成される議会」となります。しかし、「市民による厳粛な信託によって選ばれた市長と議員から構成する議会」では、言葉がうまくいかないなと思っております。ですから、創政会案として出ている「議員によって構成される議会と市長は」という文言が文章的に

いいというのが1点です。それと、意見交換会の中でも出ていたかもしれません、二元代表制の中でどっちが上とか下とかはないんですけれども、あくまでもこれは議会の基本条例であります。そのため、まず議会、それから市長とするほうがいいと思っております。ただ、市長が後ろだから市長が下ということではなく、対等だと考えております。

宮本政志委員長 今、大井委員の御意見は分かりやすいですね。その優劣をつける意味ではなくて、議会の基本条例ですからやはり議会が先と。それと市長という人間に対して議会という組織ということにも実は懸念があったんです。これも大井委員がおっしゃったとおりにすると、すっきりしますね。そのほかの方、御意見はございますか。

笹木慶之委員 私もかなりこれを読んで、どう理解すべきかなといろいろ前後の問題を考えました。しかし、最終的に判断したことは、この条例の本旨に基づいた判断です。本旨というのは本来の目的です。これに基づいていけば、アドバイザーからの意見も少しあったようですが、やはり議会を中心と物事を表現するほうが、逐条解説を読んでいく中で折り合いがいいと思いました。ですから、いきなりというわけではありませんが、順位があるかないかではなくて、議会を中心に考えれば、また、本旨に基づいて判断することになれば、やはり議会を中心とした表現のほうがいいのではないかと思いました。

吉永美子議員 先進地の栗山町議会の基本条例を見ても、やはり先に議会が出ています。議会としての意思を出す条例ですので、創政会案でいいと思います。

宮本政志委員長 分かりました。冒頭で言いましたように、本日中に議決を採るわけではございません。御意見をお願いします。

大井淳一朗委員 条文については議会が先ということでいいんですが、後ほど

触れます解説等の環境を考えれば、「議員によって構成される議会と市長は」となっているところは、「市長が」のほうがいいと思っております。一つの意見です。また、「議員が構成する合議制の議会と市長」と書いてありますけれども、市長の特性として独任制という言葉があります。ですから、「議員が構成する合議制の議会と独任制の市長がそれぞれの特性を生かして」としたほうが分かりやすいのではないかと思います。

宮本政志委員長 条文の「は」と「が」に関しましては、議決を採るときにその辺りの変更等はお聞きします。今、解説のほうの御意見がございました。「独任制」という言葉を「市長」の前につけたほうがという御意見です。その辺りについて、皆さんから御意見はございますか。

伊場勇委員 合議制に対しては独任制という文言を入れると、より解説が分かりやすく捉えられると思います。入れたほうがいいと感じました。

宮本政志委員長 先ほどの解説に係る大井委員の御意見に対して、委員の方から何かございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）この後、第1条に入ります。その後、第2条に進みますが、そこで前文とか第1条とかその前に扱った部分に関して御意見が出てきましたら、その都度お聞きして、また戻ることもできます。では、前文の条文あるいは解説に対して何か御意見をお願いいたします。（「なし」と呼ぶ者あり）続きまして、第1章総則、第1条に入ります。条文は改めて読み上げません。まず条文についてですが、必要があれば解説に踏み込んでいただいてもいいですが、原則として条例についての御意見をお聞きしたいと思います。

伊場勇委員 これは第1条で、目的ということなので、より重みを深めたほうがいいと思います。なので、条文中の最後の一文に「もって」という文言を入れて、「もって市民の幸せと豊かなまちづくりに寄与することを目的とします。」としたらよろしいかと考えています。

宮本政志委員長 「もって」を付け加えると。解説のほうに影響することはないですね。伊場委員から「市民の幸せと豊かなまちづくりに市民の」の前に「もって」を付け加えたらどうかという御意見がございました。それについてでも構いませんし、それ以外にも何か御意見があればお願ひします。

山田伸幸議員 「真の地方自治」に関して、ここは地方自治法第1条の目的が合致すると思います。その関係を解説で少し述べたほうがいいんじゃないかなと思います。

宮本政志委員長 具体的に何かありますか。

山田伸幸議員 具体的には地方自治法第1条の該当する部分を引用して、それを真の地方自治と考えるという形がいいんじゃないかなと思います。

宮本政志委員長 なるほど真の地方自治ですか。それは二元代表制も踏まえてというところですか。

山田伸幸議員 ここで言っているのは地方自治ということですから、地方自治法第1条にかなうんじやないかと思います。二元代表制はその次のことだと思います。

笹木慶之委員 第1条の「もって」という文言についてはそれでいいんじゃないかなと思います。解説の中で、「本条は」から来て「地方分権にふさわしい」となっているんですが、私の意見は「議会基本条例に基づき」としたほうが後の文言とうまくつながるのではないかと思いました。意見として申し上げておきます。もう一回言いますと、「条例の目的が」となっていますが、「基本条例に基づき、地方分権が」という形のほうが後の文言につながるんじゃないかなと思いました。なお、その後の記載に

についての異論はありません。

宮本政志委員長 山田議員、少し待ってください。今、笹木委員から「山陽小野田市議会基本条例の目的は」となっていますよね。それを創政会案は「本条は」を最初につけて、「目的が」というところで……「本条は」の創政会の案はいいですよと。ただ、「基本条例に基づき」に変更したらどうかという御意見でしたよね。その前に山田議員から、「真の地方自治」という文言を踏まえてこの条文を解説に生かしたほうがという御意見が出ています。それについて、皆さん、御意見等がございましたらお願ひします。

大井淳一朗委員 山田議員にお伺いします。地方自治法第1条と言われました。そこに目的が確かに書いてあります。しかし、「地方自治の本旨」など難しい言葉が書いてあって、そのまま抜き出しても余計分かりにくくなるんじゃないかなと思うんですが、どう思われますか。

山田伸幸議員 詳しく条文を見ていないんですけど、「住民福祉の向上」という言葉が目的として掲げられておりますので、それを解説の中で生かしていったほうがいいんじゃないかなと思っています。

大井淳一朗委員 今、山田議員が言われた「住民の福祉の増進を図る」というのは地方自治法第1条の2にあります。しかし、これは地方公共団体のことを規定している条文なんですよ。言葉は悪くはないんですけど、意を酌むのであれば、住民福祉の増進というのは地方公共団体でも議会でも共通の目的ですので、キーワードなどを生かすことは可能かと思います。また、解説の「本条は」という言葉なんですけれども、これは逐条解説ですので、後からの各論をざっと見たところでは、「本条は何々である」というのがベースになっていますので、ここだけ「本条は」をのけるのはあまり適切ではないと思います。

伊場勇委員 今の件については、大井委員と同意見です。また、この逐条解説の中では「最高規範であることを実質的に規定するものです」としっかりと明言しております。解説内のことではございますが、ここに入れるのと入れないとでは大きな違いがあると思います。「最高規範である」というところを皆さんに認識していただきたいので、記載させていただきたいと思っています。

山田伸幸議員 最高規範という言葉をどこに入れるかというのは、つくるときにも非常に話題になっていたんですね。最初から最高規範として位置づけた自治体もあれば、本市のように少し控え目に記述したところもあって、間を取って今の条例の形になったと覚えておいていただきたいと思います。

宮本政志委員長 山田議員、解説には今も最高規範という文言が入っていますが、それについては何かございますか。

山田伸幸議員 条例の中に入れないのであれば、解説でそういう位置づけなんだということが明確になっていればいいかなと思います。

大井淳一朗委員 この最高規範という文言につきましては議論があったと聞いております。条例間に優劣はないことから、「最高規範」ではなくて「最も尊重すべき規範」となったという経緯があります。ですので、条例の条文上に最高規範という文言を盛り込むのは難しいかもしれません、山田議員が言われるように、解説の中でその趣旨を生かすという形で書くことはよろしいかと思います。

宮本政志委員長 そうすると、先ほど創政会案の説明が伊場委員からありましたけど、みらい21としても、山田議員としても、解説にこのまま最高規範という文言と残すこと、そしてこの文章をこのようにすることに関しては賛同していただいているのでしょうか。（うなづく者あり）それ

と、先ほど山田議員から眞の地方自治の解説を地方自治法の条文を踏まえて解説に盛り込むということがあり、大井委員からは全くの否定的ではなく、文言をしつかり考えてからであれば入れてもいいんじゃないかという御意見がございました。先ほどの山田議員の御意見に対して、ほかの委員の方から御意見はございませんか。

大井淳一朗委員 山田議員に確認しますが、市民福祉の向上について解説の中に盛り込むということでしょうか。

山田伸幸議員 そのとおりです。

大井淳一朗委員 私もそれでよろしいかと思います。

宮本政志委員長 そうしますと、解説のほうにということで、これはまた山田議員からも案を提示してもらいましょう。そして、ほかの委員の方も各会派へ持ち帰っていただきます。吉永議員からも、こういう文言、解説がといという案がございましたら、次回、ぜひ提示していただきたいと思います。それから、第1条に関しては条文あるいは解説に関して、ほかに御意見等はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）続きまして、第2条の議会の活動原則についてに入ります。こちらも条文の検証あるいは改正について、どうしても解説にも関係してくるということがあれば解説のほうにも入っていただきたいんですけど、まずは条文のほうを中心に御意見を頂きたいと思います。いかがでしょうか。

伊場勇委員 この第2条については、第1号と第4号について、「目指す」と締めくくられていたんですが、ここは「であること」と締めくくることで、より開かれた議会が実践できるのではないかと考えています。

宮本政志委員長 第1号と第4号は、同じ趣旨で改正したいということですか。

伊場勇委員 そうです。

宮本政志委員長 伊場委員から意見がございました。それについて、ほかの委員の方、御意見はございますか。

山田伸幸議員 この条文も、当初はどこまでやれば開かれたと言えるのかと悩み、とにかく年代によって変わってくる問題だということで、「目指す」としていたと思います。ですから、あるときの時点では開かれたと言えても、その後にまた変わることもありますので、その辺も含めて「目指す」としていたと思います。

筈木慶之委員 意見として申し上げておきます。議会の活動原則を第2条で定めております。そういった流れで見たときに、案では第1号の「目指す」が削除されているんですよ。第4号も削除されていると。第2号は「努めること」、第3号が「努めること」になっているという流れを見たときに、さてどうかという疑問を感じるわけです。だから、決して最初の第1号が優位ではないんだけど、流れとして考えたときにいかがなものかと。いろいろな判断がありますけどね。「議会であること」と言い切ってもいいんだけど、「目指す」という文言がどうも気になるんですよ。もう一度議論してみたいなと思います。例えば、「努めること」とかいう文言に変えて表現するかどうかは別として、「努めること」に変えるかどうかということもありますが、ちょっと気になるということで、もう一度議論してください。

伊場勇委員 今の意見については、会派でも話したところです。「次に掲げる原則に基づき活動します。」なので、一つの活動指針という見方からすれば、「目指す」とか「努める」とかがふさわしいと思います。ただ、活動原則ということを考えれば、こうあるべきというところで「であること」という示し方もできるんじゃないかなということで、「目指す」よりも「開かれた議会である」または「信頼される議会である」という

ほうがより強く受け止められるんじゃないかということです。

宮本政志委員長 これは、当初つくられたときは開かれた議会を目指していくことということであったと、先ほど山田議員も言わされました。伊場委員は、創政会は現時点でも本市議会は開かれた議会だという現状を加味して「議会である」という案を出されたわけですね。それに対して笹木委員は、先ほどの御意見から考えると、「市民に開かれた議会として努力すること」というほうがいいということなのでしょうか。

山田伸幸議員 第2号のところを第1号のように変更するとなったら、「市民参加の機会を拡充する」にしないといけなくなるんですよ。だから、どこまでやればという議論がまた出てくると思います。

宮本政志委員長 そうなんですよ。ここはしっかり議論を交わして、御意見を頂きたいです。

吉永美子議員 難しいですけど、やはり議会の活動という部分で、市民から見たときに、本当にどこまで行っても100点満点にはなかなかならないと思うんです。創政会が出ていたように、より強くというところはいいと思うんです。しかし、やはり市民に対して開かれた議会とは、どこまで開けば本当に市民から見て開かれた議会と思っていただけるのかと思うんです。やはり目指して、どこまでも発展しようという姿勢を出すというところでは、私は「目指す」でいいと思っているんです。目指しているという意思を出すところでは、やはり「目指す」は残してもいいのではないかと。下のほうは努めるとなっていますけども、まずは目指していますという意思を出すこと自体は悪くないと思っています。

大井淳一朗委員 皆さんの意見をお伺いすると、議会として強い意思を表すためには、ただいまの創政会案のように「議会であること」とするほうが好ましいけど、やはりほかの方も言われるように、ゴールはないですよ

ね。政治にゴールはないのと一緒にです。そういうことを考えると、「目指す」というほうがいいんじゃないかということです。二つとも納得できるところはありますので、少し考えたいと思っております。

山田伸幸議員 もう一つあったのが、「努めるものとする」という言い方をしているところもあったんですよ。ますますこう混迷深めるというか……その辺で「努めること」で収めたんですよ。だから、「もうかなり頑張ったつもり」ではいけないんですよ。常に前進を目指していかないと。市民の皆さんにより議会に対して関心を持っていただかないといけないし、いろいろな意見も言っていただかないといけない。やはりそれを私たち自身がしっかりと受け止めているかどうかということが大事な問題であると思うので、「努めること」、「目指す」というのは、そういう思いがきちんと込められているんじゃないかと思います。

宮本政志委員長 「目指す」という文言がそのままであったとして、「開かれた議会」というものが別段後退するということはありませんからね。今、いろいろな御意見が出ていて、解説のほうに少し入りましょうか。今の「目指す」、「である」、「努める」ということも関係してくるかもしれないし、全く関係ないところから意見があるかもしれません。解説のほうで御意見がありましたら、お願ひします。

伊場勇委員 ここに追加したらどうかと考えるのは、「本条は」から始まる始めの一文です。また、「市民に興味を持ってもらえる議会を実現することを述べています」と、「市民に興味を持ってもらえる議会」という文言を追加したらどうかと思います。現状、動画や広報紙を新しくするなど様々な取組をしています。まずは少しでも興味を持ってもらって、そこから関心につながるのかなと思いますので、解説には「興味」という親しみやすい文言を入れたらどうかという思いで追加させていただきました。

山田伸幸議員 こここの表現についてもう少し考え方させてください。

宮本政志委員長 山田議員、「ここ」というのは、「興味を持つてもらえる」のところですか。

山田伸幸議員 表現の仕方で、確かに市民の皆さんから関心を持っていただかなくてはいけないので、その辺についてもう少しこの言葉を練らせてください。

宮本政志委員長 そのほかございますか。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、第3条に入る前に休憩を入れましょう。暫時休憩します。

午前10時10分 休憩

午前10時37分 再開

宮本政志委員長 それでは、委員会を再開します。先ほどまで前文、第1条、第2条について議論しました。続きまして、第3条に入ります。改選後、約3年がたっており、このたびは検証なので、やはり達成度合いが非常に重要になってくると。それが論点だと思います。まずはこの第3条について、達成度合いを踏まえた御意見はございますか。

伊場勇委員 議員の活動原則の第1号については、「積極的な議論をすること」ということで、議会アドバイザーからの研修を受けたり、服装の自由化などに取り組んだり、積極的な議論に向けていろいろな考え、行っているところでございます。しかしながら、自由討議などにまだ課題があると思います。まだ足りないところもありますので、この積極的な議論という原則は必要だと思います。第2号の「市民の代表としてふさわしい活動」や第3号の「市民全体の福祉の向上」などについて、特に

市民全体の福祉の向上については、委員会の質疑等を見てもまだ足りていない部分を感じるところがあるので、この原則は変えず、この原則を基に議会活動を活性化するべきだと考えています。

山田伸幸議員 第1号にあるように、合議制機関なので積極的な議論が必要ということを言えば、特に本会議での議論が非常に低調であるということをぜひ皆さんにもよく自覚していただきたいです。議案については、事前に配られた議案書をしっかり読んで、会派内でそれぞれ話し合って、疑問が出るはずなんです。所管委員会のものについては質疑できませんけれど、ほかの委員会の委員であれば自由に質疑ができるわけです。きちんと事前準備をしておけばできることなんんですけど、ほとんどそれがされていない。準備しているかもしれないけれど、発議はない。やはりその辺でいま一度ここに立ち返ることが必要ではないかなと思います。

宮本政志委員長 山田議員、今の御意見から行くと、第1号については別段訂正などは必要ないと。この趣旨を全議員にしっかりと理解してもらうことが必要だという御意見と受け止めていいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）そのほかはございますか。

笛木慶之委員 第3条についてですが、最終的なものには至っていません。現状でオーケーということです。ただその中で、今までの状況もしっかりと把握しながら、やはり議会の在り方は市民にしっかり寄り添って分かりやすく行う必要があるんじゃないかということがあります。もちろんこれは今後の課題ということで、どんどん取り組んでいくということです。それからもう1点は、議会活動に着地点はないわけで、どんどんこれから入っていくというものがありますが、それらを含めて、現状を踏まえた活動原則については特段問題ないということです。

吉永美子議員 第3条第1号、第2号、第3号とも大変大事なことがうたってあると思います。先ほどから話が出ていましたように、積極的な議論がま

だまだできていないので、これは目指さないといけないです。また、市民の意見を的確に把握するというのが現実には本当に難しくて、どうしたらきちんと的確に把握できるのかということを、やはり議員としてさらに研さんしないといけないと思っています。この第3条については、目指すべき議会の活動原則としてあるべき姿だと思っておりますので、このままでいいと思っております。

宮本政志委員長 笹木委員、先ほどの御意見は、これは全て達成していると聞き取れたんです。先ほどから創政会の伊場委員にしても、吉永議員にしても山田議員にしても、積極的な議論が低調という御意見が出ていますね。だけど、至誠一心会としたら、その辺りはもう十分に達成できていますという前提で変えなくていいということですか。

笹木慶之委員 そうですね。先ほど申し上げたように、今までやってきたことについては、各議員がいろいろ行動している、あるいは、各団体との関係でも研さんもしているということなんだけれども、やはりもっともつと議員としての意識を高くして、議会活動を原則的にしっかり堅持していくと。そうしないと、やはり先ほどありましたようにまだ着地点につながっていないわけですよ。ですから、お互いが研さんするという目標に向かってやるという方向性で、議員の活動原則を求めていきたいということです。特段変更はありません。

山田伸幸議員 自らを振り返っても、やはりまだまだ足りていないと私自身いつも思っています。ほかの議員がここでこういう指摘をすることに対して、自分にない視点があったり、また、それぞれの得意分野を生かしたりしながら——何のためにこれだけの議員がいるかといったら、やはりそれだけの多数の意見を拾い上げて、それを議会の中で発揮するというのが議会の責務だと思うんです。先ほど、市長は独任制で議会は合議制とありました。まさに合議制というのは、議員それぞれが拾い上げてきた意見をこの中で発揮させると。それがどうも聞いてみたら、そ

の議案のこの文言とか表現とかであって、もっと市民の立場でどうか、市民からこんな意見を聞いているがこれはどうかというような、そういういた議員としての活動の在り方がまだまだできていないと思わざるを得ないです。この条文に対して、やはり議員の活動をいま一度見直すことが必要ではないかと思います。

宮本政志委員長 条文は見直しが必要ですか。

大井淳一朗委員 第3条の議員の活動原則は、やはり先ほども言いましたように、なかなかゴールはないところであります。むしろ、ゴールがないことによって高めていく姿勢を持っておくべきであると思っております。条文の達成度から行くと、特に後ほど述べます自由討議の保障などについては、私も含めてなかなか自由討議ができていないということからすると、まだまだ積極的な議論ができていないなということもあります。第2号や第3号におかれましても、まだまだ十分ではないかなと思いますので、評価とすれば、まだまだ不十分であるとは思っております。条文の文言とすれば、目指すべき原則、姿であるということからすれば、この条文は堅持すべきだと思います。

宮本政志委員長 そのほか条文についてござりますか。（「なし」と呼ぶ者あり）解説のほうに入りたいと思います。

伊場勇委員 解説には、「本条は」から始まった初めの文章がございまして、これに追加したらどうかと思うのが、積極的な議論を行う前提部分です。「また、その積極的な議論を行う前提として、市民のニーズをきちんと酌み取ること、議員自身の能力を高めること、一部地域ではなく市民全体の幸福を目指して活動することを述べています。」と、第1号、第2号、第3号も踏まえた文章を追加させていただいて、さらには言論の府、二元代表制、合議制についても、解説の中で分かりやすいように、他市町のホームページに記載されている文言や物の本を見て、この文章を掲

載させていただきました。

宮本政志委員長 今、伊場委員から逐条解説の創政会案の説明がございました。

伊場委員、先ほどの説明で少し分かりにくかったのが、言論の府、二元代表制、合議制それに解説をつけていらっしゃいますけど、これは何を根拠にされたか教えてください。

伊場勇委員 根拠は、「議会運営の実際」等の書籍やインターネット等々で他市町のホームページ等です。言論の府、二元代表制、合議制についていろいろ解説をされている部分がございまして、それを参考にしてこの文章をつくりました。

宮本政志委員長 これは解説に盛り込んだほうがいいということですね。（うなずく者あり）御意見はございますか。

山田伸幸議員 「言論の府とは」、「二元代表制とは」というふうになされていますけれど、どうしても必要であれば、例えば、文末に用語解説などの形で持つていけばいいんじゃないかと思います。こここの逐条解説で必要なんでしょうか。

宮本政志委員長 今、山田議員から、解説の中にこの三つは必要ないのではないかという御意見がございました。まさにそうですね。議員ですから、言論の府、二元代表制、合議制というのは理解していらっしゃるでしょうというところからすると、わざわざこの解説に盛り込む必要があるんですかという山田議員の御意見は、中立公平な委員長の立場からしてもごもっともだと少し感じました。今、そういったことを山田議員が投げかけてくれましたが、いかがでしょうか。

吉永美子議員 この逐条解説については、市民が見られたときに分かりやすくするために載せていると思っているので、私はこれを載せることを否定

する意識は全くありません。

大井淳一朗委員 総合計画などでは最後のページにまとめて載せるパターンがあるんですけども、結局、このページを見たときに分かったほうがいいので、やはり解説はこのページかなと。細かいことを言えば、解説の部分は、例えばこのページでいうと、「市民全体の幸福を目指して活動することを述べています。」で枠を閉じて、その下に別枠を設けるほうがいいかなと思います。御検討ください。

筈木慶之委員 私たちの考え方は、逐条解説そのものはいいんですが、用語の説明については本来の逐条解説の形態ではないんですよ。だから、文言の説明は別の形で集約して示すことはいいかもしれません、その必要性がないんじゃないかなと思います。

宮本政志委員長 別の形の集約というのは、先ほど山田議員は末尾に入れておけばいいとおっしゃったんですけど、同じ御意見ですか。それとも、何か違う方法の集約の仕方があれば教えてください。

筈木慶之委員 逐条解説の中で表現するのではなく、別項目で用語の説明をやるなら問題ないと思います。それはそれとして書いてもいいんだけど、逐条解説という体裁から見ればやはり好ましくないんじゃないかなと思います。

宮本政志委員長 そうすると、山田議員と同じですね。この解説の中には今この三つは入れ込まないということですね。

山田伸幸議員 例えば、合議制機関というところにアンダーバーでも引いて、そこに逐条解説の第何条第何号という形にしたら、そこをすぐ見られるんですけどね。それは技術的な問題ですから、どういうふうにするかというのをそれぞれあろうかと思います。今の議論の中心は、この原則が

どうかということですから。

宮本政志委員長 そうですね。話を戻しましょう。この解説に関して、創政会の案も踏まえて、それと現状の解説の中身について、御意見がございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、逐条解説の中に、言論の府、二元代表制、合議制などは枠をつくるなり線を引くなりして、一緒に載せないほうがよいという形でよろしいですか。

伊場勇委員 その後の条文でも議事機関とは何かとか、質疑と質問の違いとは何かとか、分かりやすく書いています。他市町を見ると、その図などを逐条解説に入れているところもありまして、見やすいなと思っているところです。ただ、どこかにはあったほうがいいと思って書いているんですけど、逐条解説は上にして、文言の解説はまた別枠というのも、聞いていて「なるほどな」と思いました。

宮本政志委員長 これを全て削除すると、省くということは出でいませんからね。ただ、記載の仕方についての意見が出ております。山田議員も別枠という形で末尾云々と先ほどおっしゃいました。それも含めて、別枠という形で悪いわけじゃないですよね。違いますか。もし何か違えばお聞きしたいけど、大丈夫ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）分かりました。別枠や末尾でどういうふうにするかは後にしましょう。

大井淳一朗委員 私がこのページの中で言ったのは、末尾にすると分かりづらく、何よりも条文の中に下線を入れるのはよくないので、この中で完結したいという思いで言いました。参考までに申し上げます。

宮本政志委員長 吉永議員も同じ意味であったと思います。分かりやすくここに載せたほうがということで、同じだと思います。それはまたつくってみましょう。実際どうなるかというのを御提示して、そこで最終的に決めていきましょう。それでは、第3条はよろしいですか。（「はい」と

（呼ぶ者あり） 続きまして、第4条に行きましょう。会派についてです。まず、条文について、今日御出席の皆さんはそれぞれ会派に所属していらっしゃるので、ここの評価はどうでしょうか。

伊場勇委員 条文については、「政策を中心とした同一の理念を共有する議員で結成されるものというもの」とありましたが、共有する理念が同一のものであることは当たり前なので、わざわざここに「同一」と入れる必要はないと思います。ここは削除したらどうかと思っています。

宮本政志委員長 今、伊場委員から「同一の」という文言は必要ないという御意見が出ました。そもそも皆さんの会派は、理念を共有されているんでしょうか。それについても御意見をお聞きしたいです。

大井淳一朗委員 ほかの会派も同じかと思いますが、出された議案について話し合いをしたり、会派の議員の意見をもらいながら一般質問を組み立てたりすることは、どの会派もされていると思います。その中で理念を共有しているとは思います。達成面につきましては、政策集団かというと、私も含めてまだまだ不十分なところは否めませんが、目指すべき姿としてこの第4条は重要なものであると思っております。

宮本政志委員長 ほかの会派の方はどうでしょうか。理念も含めてです。今、大井議員からは「政策立案と政策提言に資するための調査研究に努めなければなりません。」と書いてある点についてのお話がありました。皆さんはその辺も十分されていますか。

山田伸幸議員 今、大井委員が少し言われたんですけれど、ここに議案に対する表現がないんですよ。「政策立案及び政策提言に資する」ということだけで、それだけなのかというのはあります。だから、中には同じ会派でありながら議案の賛否が変わる例が多々あります。「それは縛ることができない」、「うちの会派は縛っていないんだ」ということを堂々と

言われたこともありました。それでは会派と言えないんじやないかと思っているんですけれど、その辺を盛り込む必要はないんでしょうか。

大井淳一朗委員 政党会派と私たちの会派というのは、また少し違うのかもしれません。今までの経験からいくと、会派内で意見が分かれるものがありました。その中で急に自分だけ反対するということではなくて、「私は賛成する」、「私は反対する」と熟議して、どうしても一致にならない場合は、申し訳ないけど賛否が分かれるということもありました。ですから、大事なのは熟議であり、できる限り意見をまとめていくのが理想なんだけど、どうしても分かれる場合はありますので、そこまで縛るものではないと思います。それも踏まえて、今、創政会案で出ている「同一の」というのが削除されているというところかもしれません。考え方は、それぞれの会派であると思います。会派できっちり縛るべきだという考え方も、それは一つの考え方だと思います。私が今まで属してきた会派は、なるべく一致させてきましたけども、そうでなかつた場合もあったということでございます。

吉永美子議員 今のお話を聞くと、大井委員は「同一の」をのけるべきだという考え方ですよね。これは議会基本条例なので、議会の基本を出しているんです。「ですます調」にしているということは、市民にとってより分かりやすくというところで出しているはずです。そういう視点も少しはあるべきだと思っています。やはり「同一」とあることで、会派は一つの考え方の下でできていることがしっかりと見えるので、私は「同一」があつていいのではないかと思っています。これまでの検証という意味では、やはり会派の中で一緒に視察に行かれたりしながら勉強されていますけど、それがどのように政策立案につながっているかというところでは、まだまだやらないといけないことがあるのではないかなって思っています。ですので、これはこのまま残して、さらなる調査研究に努めなければならないと。これからも会派として市に対して、また、議会に対しても政策提言等ができるように頑張っていくという姿勢を見せるの

が第4条だと思っていますから、私はこのままでいいと思っております。

宮本政志委員長 吉永議員がおっしゃったのは、十分満足できる達成度までは行っていないけど、条文そのものを変更する必要はない。重要なところですから、このままでいいんじゃないかという御意見ですね。

山田伸幸議員 文学的表現でいうと、「同一」というのは「共有」とほぼ同義で、同じことの繰り返しになっているんじゃないかと思います。だから、「政策を中心とした理念の共有」でいいんじゃないでしょうか。もう一つ言うと、やはり議案に対する対応というのは、私たち議員にとっても大変大切な部分です。そこを踏まえて議論して、やはり私たちはこういう理念を持って集まっているんだから、その理念に沿ってどうかということで、議案をそれぞれ検討されて対応されているものであると思います。ですから、先ほどここにその文言が必要じゃないかと言ったんすけれど、この理念の共有というところでそれは消化できるとも思っています。

宮本政志委員長 伊場委員と笹木委員にお聞きしたいです。伊場委員、創政会としては、特に後半部分の政策立案、政策提言に資するための調査研究の達成度に関してどのように感じていらっしゃいますか。

伊場勇委員 政策立案及び政策提言については、なかなか進んでいないのが現状だと思います。もちろん会派については、より調査研究に努めるべきだと思います。この理念という文言を使っているのが何か難しく感じるところもあるのかなと思いました。例えば、思想だったり、進めたい政策だったり、会派によっても議会によっても違うと思いますけども、政党を抜きにして組まれる会派もありますし、そうなると、後に「共有する」とありますので、「同一」は要らないと思っています。先ほど委員長が言われた政策立案、政策提言については、まだまだできていない現状があるので、調査研究が足りていないことになるかと思いますので、

それも踏まえた条文にするべきかと思っています。

宮本政志委員長 笹木委員の至誠一心会はどうですか。達成度についてお聞きしたいです。

笹木慶之委員 私どもの会派には新たに1名メンバーが入って、新たに会派としての理念を確認しながら、本人に活動を促している状況です。そういう中で、やはり反省点は多々あるわけで、なかなかそこに到達していないというものがあります。新たに加わった会派のメンバーとしては、自分たちはしっかりした政策集団として働きたいということでしたが、しかし、まだそこに到達するような状況に至っていません。もちろんいろいろ意見交換をしておりますけれど、やはり理念とは何か、同一の理念とは何か、基本的な理念とは何かということは、やはりお互い確認しながら本来の会派活動をしっかり進めていきたいなというところです。

宮本政志委員長 達成に関しては、皆さん十分達成できているとは思っておられないと分かりました。先ほどから、理念というところが少し関係してくるのかな。でしたら、山田議員、私の勘違いならすみません、やはり同じ理念を共有している会派は、議案に関してもその賛否が分かれるのは疑問が残るという御意見だったんですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それについて、ほかの委員はどうですか。つまり、議会運営とか議会の方針とかと個別の議案を全て一緒にして、やはり会派は意見が割れるべきではないという御意見もあれば、議案は議案だと、理念は共有しているけど議案等は意見が割れてもいいんじゃないかと。そもそも理念を載せていましたほうがいいかどうかかも含めて御意見等はございますか。

山田伸幸議員 理念の共有というのは、とても大切なことなんですよ。これを抜きにして会派はあってはならないと思っています。それ以上のものを求めることもあるかもしれませんけれど、最低限、自分たちで会派をつくるときに理念を決めているはずですから、それを確認し合うというこ

とはそれぞれの会派でしっかりとやっていくべきであるし、その理念からこの議案はどうなのかと判断したら、おのずと答えは出ると思います。ただ、いろいろな議案が出ますよね。その中に人事議案があります。教育委員などいろいろなものがあります。そういうときに、やはり提案されたものであればもういいのか、それとも、一つ一つをきちんと吟味することが必要なのかというのは、やはり必要なことだろうと思うんです。どうしても自分が思っていることとほかの議員が思っていることがずれるということはあろうかと思うんですけど、最低限その理念に即しているかどうかということで、しっかりと吟味をしていくべきだと思います。

大井淳一朗委員 理念という言葉自体は、各会派がホームページに会派理念として公開しておりますので、言葉自体は残してもいいと思います。それで、理念を共有することと議案の賛否を同一にしないといけないかということは別だと思っておりますけれども、先ほど申し上げましたように、同じ会派ですので議案の取扱いについてもなるべく同一にすべきだとは思っております。ただ、どうしてもというときはあるかなと思っていますので、そういう意味で先ほど申し上げた次第でございます。

吉永美子議員 大井委員が言われることは理解したいと思います。やはり政党の場合には分かれることが考えられないんですよ。だけど、やはり同一政党でない議員で会派を組まれている場合には、通常は同じ姿勢だと思うんですけど、議案は本当にたくさんある中で、中にはどうしても、どんなに話し合っても同一の結論が出ないということはあり得ると思ってるので、そこは理解します。

宮本政志委員長 今の皆さんの御意見をお聞きした上で、第4条の条文に関しては、訂正あるいは削除等の意見はございませんね。別に決は採りませんけど、今のところそういう御意見が大半だと思います。解説に入つていいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、解説に入りたいと

思います。こちらは伊場委員から説明がありますか。

伊場勇委員 これには追記している部分がございます。「本条は」というところから、「この条文の解説については結成後の責務として」ということで、「政策立案及び政策提言を行うために調整研究に努めなければならない。」という文言を追加したこと、あとは、今期には政党会派ができるような体制も整えましたので、3人以上の議員によって会派が成立する旨は削除しています。また、議会運営の中心の役割を果たすということで、議会運営委員会の委員選出の基準には会派の所属人数を用いており、今は3人ごとに委員を1人ということにしております。それはまた別の規程で定めておりますので、この条例の議論とはまた別のこととは思いますが、分かりやすいように書かせていただいたところです。

宮本政志委員長 今、伊場委員から創政会案の解説の説明がございました。ほかの委員の方、御意見等はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、伊場委員、もう少し詳しくお聞きしたいのが、政党会派を認めていると、また、その後に議会運営委員会の委員の選出基準のことも言われましたね。これははっきり分けて、きちんと載せておくべきということですね。

伊場勇委員 ここは会派を結成することができて、その中で何をしないといけないのかということを書いているわけです。ただ、会派所属議員の数によって議会運営委員を選出しています。その基準がありますので、そこはそこで別の話として議論するべきものと思います。そういう意味で委員長の言うとおりです。

吉永美子議員 創政会が追加されているところが黄色になっていますよね。他の言葉は一般的にある言葉だけれど、申し合わせ事項というのは、市民から見て、これは何だろうかとは思われないでしょうか。

宮本政志委員長 申し合わせ事項は法的根拠がないのですが、今の吉永議員の御意見に対して何か御意見はございますか。

伊場勇委員 申し合わせ事項はもう公開されております。この逐条解説の案の作成に当たって、他市町のものを見ましたが、逐条解説の中に第何条はこう書いているなどが書いてあるところもありました。先ほどの第3条の文言解説にも関係しますが、どこまで書き込むのが一番いいのかと思っていて、分かりやすいというのであれば、この申し合わせ事項も下に別枠であっても分かりやすいかとは思います。

山田伸幸議員 申し合わせ事項というのは、気をつけなくてはいけないのは、その選ばれた議員の任期の間まで有効なんですよ。だから、その次の期で出てきた人たちは、申し合わせ事項というのは改めて決めなくてはいけないんですよ。これまでのものを踏襲するなどをしておかないと、自分は納得できないので応じないという者が出てくるかもしれない。だから、それが例えば要綱などで出されていれば、それに従っていくということもできるんですけど、そこはもう少し検討が要ると思います。

宮本政志委員長 吉永委員から申し合わせ事項とは何かが分かりにくいという意見が出て、山田議員はこの申し合わせ事項の立ち位置についておっしゃいました。創政会としては解説に入れましょうということを案として出していますけど、要るのでしょうか。

大井淳一朗委員 申し合わせ事項の位置づけというのは、別の議論だと思っています。ここで申し合わせ事項の位置づけを書くのはどうかと。書くのであれば、先ほど申し合わせ事項の該当部分を参照して書くということだと思います。山田議員の「申し合わせ事項は、その期の議員だけを拘束する」というのが気になりました。私は、新しく入ってきた人も申し合わせ事項の拘束が及ぶと思うんです。ただ、この申し合わせ事項に納得がいかないということであれば、しかるべきステージである議会運営

委員会で、それぞれの申し合わせ事項を改正するものだと思っています。
あまりこの議論は関係ないので、意見として聞いておきます。

宮本政志委員長 山田議員、今、申し合わせ事項の立ち位置に入る必要はない
んですけど、発言があるのならどうぞ。

山田伸幸議員 申し合わせ事項というのは、何の法的な拘束力もないんですよ。
そこを言っているわけです。

宮本政志委員長 申し合わせ事項そのものについては、また別のときに議会運
営委員会で議論に入っていきますから、今日は深掘りしません。ただ、
先ほど吉永議員が提案してくれた御意見も踏まえて、創政会案も出てい
ますけど、ある程度の方向性は確認しておきたいと思うんです。何度も
言いますけど、今日、議決するわけじゃないです。でも、このままでい
いのかな。少し議論も出ているように見受けられるんです。

山田伸幸議員 これができるかどうかは、もう少し法的なことも検討しなくて
はいけないんですけど、現状では会派は3人で構成すると、政党会派
については2人以上とするということが、この条例でうたえないものか
ということを考えています。

大井淳一朗委員 議会運営委員会の構成は規程で決まっていますので、条例に
盛り込むよりはそちらで対応したらいいかと思うんです。今、言わんと
することは、政党会派が議会運営委員会にどう参加できるかどうかとい
うことは、そちらのステージで議論すべきと思っております。

宮本政志委員長 今の山田委員や大井委員の御意見に対してはどうですか。山
田議員は、政党会派も含めて要件を条文に入れ込んだらどうですかと。
大井委員は、議会運営委員会運営規程で十分対応できるという御意見で
した。それについて何かござりますか。

伊場勇委員 議会基本条例第4条の会派には、会派の活動原則が入るべきと思います。その中身については、申し合わせ事項128に成立要件等があります。申し合わせ事項に書いていますので、これがなかったらまた政党会派はこれが認められなくなるとも思いますので、それも踏まえていいのかなと思います。

宮本政志委員長 条文に入れる必要はないということですか。

伊場勇委員 そういうことです。

宮本政志委員長 至誠一心会は、どうですか。政党会派のことを条文に入れ込むのかということです。山田議員はそれを言われて、大井委員と伊場委員は少し違う、議会運営委員会の規程で提供していけばいいんじゃないかっていう意見を出しているので、それについてどうですかということです。

笹木慶之委員 議会運営委員会運営規程で対応できるということで、十分だと思います。

宮本政志委員長 解説についてはどうでしょうか。会派の存在自体について、地方自治法云々から最後の申し合わせ事項で定めているという解説について、方向性が見えていないですね。

山田幸伸議員 だから、申し合わせ事項というのが、法的な裏づけの問題ですよね。

宮本政志委員長 山田議員は、ここは必要ないんじゃないかと言われているんですけど、少し方向性が見えないんですよ。休憩しましょう。暫時休憩します。

午前 11 時 25 分 休憩

午前 11 時 43 分 再開

宮本政志委員長 では、委員会を再開します。先ほど第4条の解説が途中で終わっております。創政会案の中の「会派の存在自体については」から「申し合わせ事項でそれを定めています。」の辺で見解が分かれて休憩に入っておりますので、この部分についてもう少し皆さんの御意見をお聞きしたいです。

山田伸幸議員 第4条は会派の結成について書かれているところであり、理念を共有するという部分、そして、政策立案及び政策提言に資するための調査研究ということが書かれていれば解説が必要ないぐらいです。そういったことは改めて丁寧に書けば、解説はそれでいいと思いますので、創政会が出された案の後半部分は必要ないのではないかと思います。

吉永美子議員 市民が見るのでより丁寧にという思いでつくってくださったと思っているんですけども、ただ、これまで手法で行くと、地方自治法第100条第14項とは何かまで解説しなければいけなくなるのではないかでしょうか。市民にとって分かりやすく会派とは何かを記載する上では、山田議員が言われましたけど、会派の存在云々からは削除されて大丈夫だと思います。

笹木慶之委員 我々の会派につきましては、先ほど来から申し上げたように、議会運営委員会の取扱いについては規程で対応しているという経過の中で解説の部分に入ってきましたが、解説についてはやはりある程度理解できるような流れの中で表現するということも必要ではないかなと思っています。したがって、我々の会派としては、入念に記載する意味で申し合わせ事項を定めていくということにしております。

宮本政志委員長 至誠一心会としては、会派の存在自体について云々に関しては、このまま記載していいんじゃないかということですね。

笹木慶之委員 そうです。

大井淳一朗委員 当初読ませていただいたときは、会派は一般の方からすれば分かりにくいので、より丁寧にこうやって書いたと理解していました。議論の中で「会派の存在自体については」以降の文書についての意見がいろいろと出ております。それを聞いて、そういう意見もあるんだと一考に値すると思っていますので、この文言が絶対ないといけないとまでは思いません。御検討いただければと思います。

伊場勇委員 会派の存在自体の根拠を書いているので、あったほうが分かりやすいだろうなとは思っています。今、頂いた意見については参考にして、採決するときまでにもう1回考え方をまとめさせていただきたいと思います。

宮本政志委員長 方向性は大体分かりました。議会基本条例の検証が終わった後に、そのほかの条例や申し合わせ事項にも入っていきますから、その後になってこの逐条解説の中にこれが盛り込まれて云々というのが出てきたらどうかというところもあって、方向性だけでも把握したいなと思いました。皆さんの御意見をお聞きして、方向性が見えてきました。そのほかに第4条の解説について御意見はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、本日の基本条例の検証に関しましては、第4条の解説までということでよろしいですか。今日の前文から第4条までと。御意見があれば次回に言っていただきてもいいですが、どうしても今日お伝えしておきたいということはございますか。

山田伸幸議員 やはり議員としてこの議会基本条例に立ち返るということを新

人議員が、あるいは今まで過ごしてきた議員として、年数に関係なくやはりきちんと皆で検証していくことが必要なので、その機会は今後も引き続いてやっていただきたいと思います。

宮本政志委員長 そのほかございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、本日の付議事項の1点目、山陽小野田市議会基本条例の検証については終わります。続きまして、付議事項の2のその他に入ります。委員の皆さん、委員外議員のお2人はそのままいらっしゃってよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）付議事項の2点目、その他に入ります。委員の皆さん、その他で何かございますか。

大井淳一朗委員 今後検証していくわけですけど、今後のスケジュール、目安みたいなものがあればお示しいただければと思います。

宮本政志委員長 次回の議会運営委員会での基本条例の検証につきまして、特に議長のスケジュールが重要ですので、議長と事務局とスケジュールを調整して、早めに委員の皆さんや政党会派の皆さんにもお伝えしていくこうと思います。ですから、まだ次はいつやりますというの、今の段階では言えませんが、そういうことでよろしくお願ひします。そのほか委員の皆さんから何かありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）事務局、何かありますか。

石田議会事務局長 それでは、本市の議会アドバイザーの件でございます。今、大正大学の江藤俊昭教授に議会アドバイザーになっていただいております。その任期が8月末で満了しておりましたので、引き続き議会アドバイザーとしてお願ひするか否かを議会運営委員会で御決定いただきたいと思っております。

宮本政志委員長 局長、もう議会運営委員会で議決しても大丈夫ですね。江藤先生の内諾は問題ないですね。（うなづく者あり）委員の皆さん、いか

がですか。引き続き江藤先生に本市議会のアドバイザーをお願いするということでおろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

石田議会事務局長 そして、江藤先生におかれましては議会アドバイザーとして研修をしていただけたらと考えております。テーマにつきましては、今後、議会運営委員会で御協議いただければと思っております。どういうテーマがいいかを気にかけておいていただければと考えております。よろしくお願ひいたします。

山田伸幸議員 地方自治法が改正されて、重要な部分がありますので、もしそれを研修に含めていただけるのなら、地方自治法の改正と議会の在り方みたいな形で取り入れていただくといいのかなと思います。

宮本政志委員長 その辺りは議長とも相談して、全議員からいろいろ御意見をお聞きして、スケジュールや内容を決めていきましょう。そのほかは事務局、何もないですね。（うなずく者あり）副議長、よろしいですか。（うなずく者あり）それでは、本日の議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前 11 時 53 分 散会

令和 6 年（2024 年）10 月 11 日

議会運営委員長 宮 本 政 志